



県章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 県営土地改良事業変更計画の決定・2件（村づくり計画課） ..... 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定・3件（水産課） ..... 1
- 土地区画整理組合の解散の認可（都市計画・モノレール課） ..... 2

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課） ..... 2

## 告 示

### 沖縄県告示第550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、津堅地区県営土地改良事業（農用地保全）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成24年11月19日から同年12月17日まで
- 3 縦覧に供する場所 うるま市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

### 沖縄県告示第551号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、内原第1地区県営土地改良事業（農用地保全）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成24年11月19日から同年12月17日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る変更計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

### 沖縄県告示第552号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、伊江加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成24年11月16日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

沖繩県告示第553号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、石垣加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成24年11月16日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

沖繩県告示第554号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、与那国加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成24年11月16日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

沖繩県告示第555号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

平成24年11月16日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 組合の名称 名護市宇茂佐第二土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 名護市宇宮里875番地10
- 3 認可の年月日 平成24年11月6日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖繩県環境生活部県民生活課において、平成24年12月17日まで縦覧に供する。

平成24年11月16日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年10月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人K I D' sサポートいっぽ
- 3 代表者の氏名 金城涼子
- 4 主たる事務所の所在地 沖繩県中頭郡北中城村字和仁屋56番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、発達障がい児（者）に対して、ひとりひとりの個性を大切に自立訓練及び支援活動を行い、発達障がい児（者）の福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖繩県環境生活部県民生活課において、平成24年12月18日まで縦覧に供する。

平成24年11月16日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年10月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人フードバンクセカンドハーベスト沖繩

- 3 代表者の氏名 奥平智子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市字上間200番地 1 大栄アパートA棟101号室
- 5 定款に記載された目的 この法人は、食品生産者、卸業者、小売業者、個人あるいは行政組織から余剰食料を回収し、当該食料を非営利団体等や生活困窮者など当該食料を必要とするまたは活用する人々に無償で提供する事業を行うことにより食料廃棄物の削減を実現し、もって持続可能な循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号</p>
--	---